

# 令和8年度税制改正の基本的考え方（要旨）

近年の物価上昇は、国民生活に影響を及ぼしており、財政による再分配機能の強化・格差の固定化防止・全ての人に挑戦の機会のある社会の実現の観点から、「公平性」の確保も求められている。「危機管理投資」、「成長投資」による力強い経済成長の実現に向けて、「税制を通じて何を達成するべきか」という問い合わせに答えていかなければならない。「経済の足を引っ張る財政」であってはならない。財政に対する信認も確保しなければならない。

令和8年度税制改正は、税制面でこうした考え方の実現に向けた大きな歩みを踏み出したものである。

物価高対策として、物価に連動した基礎控除等の引き上げの仕組みの創設、マイカー通勤に係る通勤手当や従業員への食事の支給に関して所得税が非課税となる限度額などの見直し、物価高を超える賃上げの実現に向けて、賃上げ促進税制について、防衛的賃上げに苦しむ中小企業に特化した形への見直しを行う。大胆な設備投資促進税制を創設し、高付加価値化型の設備投資を後押しする。積立NISAの拡充の一環として、国内市場対象の一定の株式指数を追加する。戦略技術分野の研究開発を促進する観点から、研究開発税制について「戦略技術領域型」を創設する。国際的な租税回避を防止し、企業間の公平な競争環境整備の観点から、国際課税のBEPSプロジェクトについて積極的に進めいかなければならない。租税特別措置等は、インセンティブを大胆に強化する。賃上げや設備投資に積極的ではない企業については適用除外とする制度の強化・拡充を断行し、積極的に挑戦する企業を集中的に支援する制度に変えていく。税制の公平性の確保に向けては、

「国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化」等の見直し、外国人旅行者向け免税制度・国外居住親族に係る扶養控除等の適用について検討していく。不当廉売関税に係る迂回防止制度を創設し、不公正な貿易に対する抑止力を高める体制構築を行う。「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」の見直しを行う。「貸付用不動産の評価方法」「インボイス制度導入に係る経過措置」を利用した租税回避について厳格に対応していく。「ふるさと納税」について、健全な運用に向けた見直しを行う。消費者が支払った消費税相当分が、事業者の手元に一部残る要因となっている「インボイス制度導入に係る経過措置」については見直しを行う。自動車関係諸税について、車体課税・燃料課税を含めた総合的な検討を行う。高校生年代の扶養控除の見直しについては、今後も真摯な議論を行っていかなければならない。

令和7年12月下旬	令和8年度税制改正大綱を閣議決定
令和8年2月下旬	税制改正法案の国会提出
令和8年3月下旬	改正法案の可決成立
令和8年4月以降	改正に関するQ&A、通達等の公表